

非常勤職員（行政相談推進員）の募集について

総務省東北管区行政評価局では、当局における行政に関する苦情等の受付・処理、総合行政相談所の設置・運営に関する業務等を行う非常勤職員（行政相談推進員）を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職務内容	<ul style="list-style-type: none"> 行政に関する苦情等の受付・処理に関すること 総合行政相談所の設置・運営に関すること 行政相談関係行事の企画立案・実施に関すること 行政相談委員に対する指導・支援に関すること その他行政相談業務に関し、任命権者が定める事項に関すること
募集人員	2名
応募資格	<p>以下の条件を満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> 行政相談業務について知識と経験を有していること パソコン操作（ワード・エクセル等）の経験を有していること <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本国籍を有しない者 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 <ul style="list-style-type: none"> 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務日	月10日程度 ※ 勤務日はシフト制により別途指定
勤務時間	10時45分から17時15分まで、休憩時間：12時00分～13時00分
勤務地	宮城県仙台市青葉区一番町3-4-1（藤崎一番町館6階）
雇用期間	令和8年4月1日から9年3月31日まで
賃金支払日	原則として毎月16日（毎月末日締切翌月支払）
賃金	概ね日給：8,467円 ※ 期末・勤勉手当：有（当方規定による。）
通勤手当	有（当方規定による。）
退職手当	無
加入保険等	無（加入要件を満たさないため）
住宅	無・住居手当無
応募方法	<p>以下の書類を下記宛先まで郵送又は電子メール（ファイル形式はPDFとしてください。）により提出してください（令和8年2月13日（金）必着）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 履歴書（顔写真貼付） 職務経歴書 <p>・郵送で応募する場合は、封筒に「行政相談推進員応募」と朱書きしてください。 ・電子メールで応募する場合は、件名に「行政相談推進員応募」と記載してください。 ・書類選考の上、通過者のみ面接日時等を通知いたします。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 応募の秘密については厳守いたします。 採用者にあっては国家公務員法の適用を受けます。 雇用期間後については、勤務成績が一定条件を満たした場合、任期が更新されることもあります。

履歴書の送付先
〒980-0014
仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎
総務省東北管区行政評価局 総務課
非常勤職員募集（行政相談推進員雇用）担当
(メールアドレス) thk-jinji★soumu.go.jp
(送付の際は「★」を「@」に置き換えてください。)

問合せ先
総務省東北管区行政評価局 総務課人事係（佐藤、西村）
TEL 022-262-7831（代表）